

高齢者等（社会的弱者）の防犯と防災（敬称略）



特殊詐欺犯罪



火災



地震



侵入犯罪



急病



宅内事故

地域コミュニティによる見守り・互助体制

- ◇昔は家の鍵をかけなくても安全で安心な暮らしができるほど、日本はおおらかな国でした。
- ◇自分が作った料理を隣近所にお分けしたり、1日でも姿を見かけない人がいれば、家に様子を見に行ったりしていました。
- ◇それで、自然に地域コミュニティが築かれ、高齢者等に対する隣近所の見守り・互助体制が作られていました。
- ◇ところが、経済の発展に伴い拝金主義と個人主義がはびこり出し、昨今は高齢者等を標的にした金儲けの犯罪まで発生するようになりました。
- ◇やむを得ず、高齢者等は防衛のために家の鍵をかけ、見覚えのない電話には出ないようにになりました。
- ◇その結果、地域コミュニティによる高齢者等に対する見守り・互助体制が崩壊していきました。
- ◇さらに、高齢者等が加害者になる自動車の重大な交通事故、また自転車の交通事故も多発しているため、道路交通法が頻繁に厳しくなっています。
- ◇そのため、高齢者等は自動車免許の更新が厳しくなり、また昔のように気軽に自転車に乗ることさえ気後れするようになりました。

防犯と防災に関する自己対策と自治体の対策

- ◇本日の防犯と防災に関する自己対策については、知識人による居眠りをしたくなるような説明はしません。
- ◇私は緊急通報業務のために20年以上にわたり、2,000人以上の高齢者等を訪問し取扱説明をしてきました。
- ◇その経験から、前半は高齢者等の生活実態に則した防犯と防災に関する自己対策について、後半は自治体の対策について笑いを交えて説明します。

特殊詐欺犯罪に関する自己対策

- ◇昨今、最も世間を騒がせている犯罪が高齢者等を標的にしたオレオレ詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺です。
- ◇特殊詐欺犯は老後資金の預貯金を標的にするため、高齢者等は自己対策が必要になります。
- ◇その対策は、**現在の電話回線に通話録音装置を追加設置、または現在の電話機を通話録音装置付電話機に交換設置すれば簡単に防止することができます。**
- ◇特殊詐欺犯は犯罪の証拠になる通話を録音され、電話番号も特定されるため、必ず通話を録音中に電話を切ってしまいます。
- ◇通話録音装置を設置すると電話の着信音が聞こえた後、電話をかけた人の声がスピーカーから聞こえてきますので、聞き覚えのない声には絶対に出ないでください。
- ◇スピーカーから聞こえてきた声が親族・知人・友人などであれば、安心して電話に出てください。
- ◇犯人は詐欺の特殊才能を持っているため、「詐欺の被害者にはならない」と自信を持っている高齢者等が被害者になっているのが現実です。

侵入犯罪に関する自己対策

- ◇在宅時の侵入犯罪とは、家人が在宅時に住宅などに侵入して金品を盗む犯罪で侵入強盗・侵入窃盗などがあります。
- ◇不宅時の侵入犯罪とは、家人が不在時に住宅などに侵入して金品を盗む犯罪で空き巣窃盗があります。
- ◇侵入犯は大半が容易に壊せる窓から侵入するため、自己対策として余裕があれば防犯合せガラスに交換することです。

- ◇窓格子を取り付けることは最強の自己対策になりますが、玄関付近で火災が発生したときには窓から逃げられなくなる危惧があります。
- ◇すべての侵入犯罪に対する最も賢明な自己対策は、被害を最小限にするために日頃から必要以上の金品は家に置かないことであり、余裕があれば動産総合保険に加入すれば被害を補償してもらうことができます。
- ◇万が一、在宅時に侵入した窃盗犯には、絶対に抵抗せずに金品を差し出すか、寝たふりをして金品を盗ませることが、大切な命を守るために最善の自己対策です。
- ◇蛇足ですが、悪質な侵入犯は警備会社のステッカーが貼られている家を狙うため、自己対策として高額な初期費用と毎月の継続費用が必要な警備会社に依頼することは、逆に侵入犯罪を誘発することにもなりかねません。

地震・台風・洪水などの天災に関する自己対策

- ◇突発的に発生する地震に備える一般的な自己対策は、什器備品を天井に突っ張り棒で固定、また柱や壁に金具で固定しますが、大きな地震には有効ではありません。
- ◇最も賢明な自己対策は、日頃から転倒・落下防止のために什器備品の下部には重い物品を収納し上部には軽い物品を収納すること、さらに什器備品が転倒・落下しても影響がない安全な場所に寝ることです。
- ◇地震以外の突発的に発生する台風・洪水・土砂崩れなどの天災には、有効な自己対策は不可能です。
- ◇万が一、天災が発生した場合には高齢者等は慌てて自己判断で家から逃げ出さないでください。
- ◇屋外は家屋や電柱の倒壊・道路の陥没・倒木や浸水など、屋内以上に危険な事態が発生することがあるためです。
- ◇天災が発生した場合には、必ず自治体の緊急放送装置による避難指示・命令に従って避難してください。
- ◇連れ合いと何十年もローンを返済した我が家とは比較にならないほど、大切な命を守るために速やかに避難してください。

火災・急病・事故などの緊急事態に関する自己対策

- ◇万が一、在宅時に火災が発生した場合は大切な命を守るため、何よりも最優先して家から逃げてください。

- ◇消防署には逃げた後に通行人に携帯電話での通報を頼むか、隣近所の住民に通報を頼んでください。
- ◇消防署への通報が多少遅くなっても、火災による物的被害は火災保険で修復でき補償もできます。
- ◇思い出の物品だけは修復できませんが、命さえ守れば思い出は生涯心の中に残すことができます。
- ◇高齢者等になれば、誰でも在宅時に急病や階段からの転落事故などの緊急事態が発生することがあります。
- ◇万が一、在宅時に急病や事故などの緊急事態が発生した場合には、消防署に通報して救助を要請してください。

自動車の運転に関する自己対策

- ◇昨今、高齢者等による重大な交通事故が多発しているため、令和4年5月から高齢者等が運転免許を更新する際には、年齢により次の講習や検査が義務化されました。
 - ①70歳～74歳は2時間の高齢者学科・実技講習(全員合格)
 - ②一定の違反歴がない75歳以上は認知機能検査の合格→2時間の高齢者学科・実技講習(全員合格)
 - ③一定の違反歴がある75歳以上は運転技能検査の合格→認知機能検査の合格→1時間の高齢者学科講習(全員合格)
- ◇要約すると、更新時前3年以内に一定の違反歴がある75歳以上の高齢者は運転技能検査に合格しないと運転免許の更新ができなくなりました。
- ◇しかし、運転免許が更新できたとしても自動車の運転は最悪死亡事故の加害者になる可能性があります。
- ◇そのため、自分が運転に自信を持てなくなったときには、サポートカー限定免許に変更するか、潔く運転免許を返納することを決断してください。
- ◇間違っても、東京の池袋で2人の死亡事故を起こして刑務所に収監された元・高級官僚の二の舞は絶対に避けなくてはなりません。

自転車の通行に関する自己対策

- ◇昨今、自転車による交通事故が多発しているため、自転車に関する道路交通法が頻繁に厳しく改定され、自治体は自転車保険の加入を義務化しました。
- ◇自転車は道路左側の路側帯を通行することが義務化されましたが、高齢者等は歩道を通行することもできます。

- ◇ところが、路側帯を通行しているとき、後方から来た自動車が自転車を追いつくときに加速する怖い経験をしたことがあるはずです。
- ◇その理由は、自動車の運転者は自転車がふらついたり、倒れて事故になる並走を極力避けたいからなのです。
- ◇そこで、**高齢者等は大切な命を守るために原則的に歩道を通行することを厳守してください。**
- ◇歩道がなく通行車両が多い道路では、自転車から降りて道路左側の路側帯を歩きながら自転車を引いて通行することを心掛けてください。
- ◇自転車もリヤカーなどの軽車両と同様に道路交通法が適用され、傘をさして運転するなどの「ながら運転」は違反行為になり罰則も規定されました。
- ◇また、自転車が歩道を通行するときに発生する自転車や歩行者との交通事故に備えて、自治体は自転車保険の加入を義務化しました。

防犯と防災に関する自治体の対策

- ◇地域コミュニティーによる高齢者等に対する見守り・互助体制が崩壊したことから、自治体は高齢者等に急病・事故・火災・天災・犯罪などの緊急事態が発生したとき、救助・消火できる体制作りが必要不可欠になりました。
- ◇そこで、自治体は緊急放送装置の整備はもちろん、**高齢者等に緊急事態が発生したとき、迅速・確実に救助・消火できる緊急通報事業を施行しています。**
- ◇また、オレオレ詐欺などの特殊詐欺犯罪の対策として、利用者が通話録音装置付電話機に交換設置する際には、補助金を交付している自治体があります。

デモンストレーション用機器

消防署の通報センター装置

利用者の通報機器



緊急通報システムの仕組み

市が導入している緊急通報システムの通報から救助・消火までの仕組みについては、利用者に設置している通報機器や消防局に設置している通報センター装置と同様のデモ機を使用して、皆さんに参加・見学していただいて実際の機器・操作・動作・対処について説明します。

利用者の通報機器

利用者に設置する通報機器は救助通報機が1台、ペンダント型または腕時計型の無線発信器が1台であり、機器の特長は次のとおりです。

- ①救助通報機は利用者が使用している電話設備がどんな電話会社・電話回線・電話機でも設置できます。
- ②無線発信器は直線見通し距離が100mのため庭からでも通報でき、生活防水仕様のため風呂場でも使用できます。

急病・事故・火災・天災などが発生した場合

無線発信器さえ身に付けていれば、ボタンを押すだけで次の仕組みで大切な命を救助また消火することができます。

- ①消防局に緊急通報が自動的に入電、119番通報とは異なり利用者の住所・氏名・既往症などの救助・消火に必要なあらゆる情報が通報センター装置のモニター画面に表示されます。
- ②消防局から「どうしたんですか？電話に出るか、そのまま大きな声で話してください」と呼び掛けられます。

- ③利用者が電話またはスピーカーホンで発生事態を話せる場合、**救助・消火の必要に応じた救急車・救助車・消防車が出動します。**
- ④利用者が電話またはスピーカーホンで発生事態を話せない場合、**救助・消火に必要な救急車・救助車または救急車・消防車が出動します。**
- ⑤利用者宅が施錠されている場合、消防局員は窓などを壊して室内はもちろん庭まで捜索して利用者を救助します。
- ⑥消防局員が利用者を救助するために**損壊した家屋は5万円上限の損害補償で修理できます。**

侵入犯罪が発生した場合

不在時の空き巣窃盗犯罪の場合は、緊急通報システムでは一切対処することができませんが、在宅時の侵入犯罪が発生した場合は次のとおりです。

- ①利用者が電話またはスピーカーホンで発生事態を話せる場合、**消防局は警察署に出動を要請してくれます。**
- ②利用者が電話またはスピーカーホンで発生事態を話せない場合、**救助・消火に必要な救急車・救助車または救急車・消防車が出動します。**
- ③救助・消火に出動した救急車・救助車・消防車のサイレン、さらには消防局員が家に入って来れば、**通常の侵入犯は一目散に逃げるはず**です。

弊社の見守りサービス

- ◇弊社は令和元年8月から利用者に無線発信器を押せない緊急事態が発生した場合のために見守りサービスを開始しました。
- ◇無線人感センサーが24時間・365日、利用者を見守り続け、利用者を24時間感知できないときは、弊社の受信センターが安否通報を受信・対処します。
- ◇見守りサービスを開始した5ヶ月後の令和2年1月21日、**無線発信器を押す間もない疾病を発症した利用者を救助**しました。

通報機器の設置台数と救助者数

令和3年度において、**市**が利用者に設置している通報機器は1,855台、**消防局**が救助した利用者は約160人です。

参加者との質疑応答